

「特定非営利活動促進法の手引き NPO法人編（令和4年3月）」の規定等の変更について

令和5年3月  
栃木県県民生活部県民文化課

令和4年3月の手引き発行以降、下記のとおり規定等が変更されていますので、御留意ください。詳細はホームページ等を御確認ください。なお、次回の手引きの改訂（令和5年秋）において規定等の変更を反映します。

記

1 組合等登記令の改正（令和4年9月施行）

NPO法人の設立の認証等においては、すべての事務所の所在地で登記が必要とされていたところ、主たる事務所の所在地における登記のみ必要とされ、その他の事務所の所在地における登記が不要となっています。

○手引き関連ページ P25, 27, 55, 89, 90, 96, 97, 101, 103, 110, 112, 183

○内閣府NPOホームページ

[https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/20220901\\_npo\\_tebiki\\_henkou.pdf](https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/20220901_npo_tebiki_henkou.pdf)



2 栃木県の特定非営利活動促進法施行条例及び同条例施行規則の改正（令和4年12月施行）

(1) 県及び規定等が整った市町が、申請等をオンラインで受け付けることができるようになりました。

ア 内閣府が構築するウェブ報告システムによるオンライン申請等の利用開始時期

・令和5年3月～ 栃木県、小山市

・令和5年4月～ 足利市、佐野市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市  
上三川町、茂木町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、

イ 電子メールによる報告書等の提出

・令和4年12月～ 栃木県

○内閣府NPOホームページ

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/npo-system-renewal2023>

○栃木県ホームページ

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/npohou/e-mail.html>

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/npohou/websystemstart.html>



(2) 県及び規定等が整った市町が、副本の提出を不要としました。（提出部数 2部→1部）

・令和4年12月～ 栃木県

○手引き関連ページ P27, 28, 55, 59, 85, 90, 91, 97, 100, 104, 106, 159, 160, 161, 162

### 3 関係機関の住所等の変更

#### (1) 市町のNPO法担当課

市町名	NPO担当課	郵便番号	住所	電話番号
さくら市	総合政策課	329-1392	さくら市氏家 2771	028-681-1113
壬生町	生活環境課	321-0292	壬生町大字壬生甲 3841-1	0282-81-1888

○手引き関連ページ P188

#### (2) 県税事務所

事務所	管轄区域	郵便番号	所在地	電話番号
大田原	大田原市、那須塩原市、 那須町	324-8551	大田原市本町2-2828-4（県那須庁 舎）	0287(23)4171

○手引き関連ページ P190

#### (3) 所轄庁一覧

所轄庁名	担当課名	所在地	電話番号
新潟県	総務部 県民生活課	新潟市中央区新光町 4 番地 1	025-280-5134
京都府	政策企画部 地域政策室	京都市上京区下立売通新町西入藪 ノ内町	075-414-4210
兵庫県	県民生活部 県民生活課	神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号	078-362-9102
仙台市	市民局 市民活躍推進部 市民協働推進課	仙台市青葉区二日町 1 番 23 号 二日町第四仮庁舎 2 階（アーバン ネット勾当台ビル）	022-214-1080
神戸市	企画調整局 参画推進課	神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所 1 号館 12 階	認証 078-322-6837 認定 078-322-6836

○手引き関連ページ P192, 193, 194